

第4章 教育課程及び教育活動

1 授業科目編成とその方針

1) 教科目編成の特色

(1) 平成14年度～17年度における教科目編成

本学の理念、使命、教育目標を考え方の基本におき、開学以降4年間は、教育内容の共通性を考えて基礎科目、専門支持科目、専門科目及び総合科目の4つの柱を立て、各々に教科目群を配置した。

基礎科目には、豊かな人間性の涵養と総合的な判断力の土台となる現象をとらえる多様な視点を得ることを目的とする科目群「人間と文化」「人間と自然」「英語」「スポーツ」「基礎ゼミナール」を配置した。

専門支持科目は、自然・社会・文化など環境との相互作用の中で生じる人間の健康現象を深く理解し看護活動の判断を支える科目群「人間と生活」「人間と情報」「看護の基礎」を用意した。専門科目は「その人らしい健康生活」の実現を重視した看護実践に必要な専門知識と技術及び展開方法等を教授する科目群「基礎看護学」「実践基礎看護学」「成人看護学」「母性看護学」「小児看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域看護学」「看護研究」を配置した。総合科目は看護学が追究すべき学際的・実践的課題を提供する科目と位置づけ、Ⅰ、Ⅱの2群に編成した。また、助産学を自由選択科目として配置した。さらに各群の教育目標を明示した(表4-1)。

(2) 平成18年度以降の教科目の編成

完成年度を迎えるにあたり、教育内容のセクト主義や現実に教員が協同している実態をふまえて教育課程を見直し、再編成を行った(表4-2)。共通科目の柱には、「人間環境科学領域」「医学・生物学領域」「健康総合科目」の3領域、専門科目は、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域生活看護学領域」の3領域および「看護研究」とした。各々の領域に専門教科目群の配置についても見直しをし、各群の教育目標を明示した。

(3) 科目構成と科目の年次配置

科目の年次配置に対する考え方は、以下のとおりである。

- ①入学時に持っている看護学という専門性への関心を無理なく育てるため、早期から専門科目を配置する。
- ②共通科目は、第1～第4セメスターを中心に配置した。
- ③専門科目は、共通科目と関連させ、第3～第6セメスターに配置した。
- ④専門科目は、第3、第4セメスターで領域別看護学を、第5セメスターで領域別の演習と、この演習プログラムにおいて組織的に取り組んでいるPBL/tutorialを、第6セメスターでは領域別実習を集中的に配置した(表4-2)。

表4-1 授業科目の枠組みの編成

平成14~17年度			平成18年度以降～			
基礎科目	人間と文化	文化的存在としての人間を理解する。	共通科学領域	人間環境科学	文化人類学アプローチや行動科学的アプローチを通して環境と生活の営みとの相互作用を解明するための学理とその看護学的応用の探求方法を学ぶ。	
	人間と自然	生物体としての人間を理解する。		情報科学	語学習得の学理や情報の学理とその学習に必要な知識・技術・探求方法を学ぶ。	
	英語	幅広い学習活動と国際性を支える能力を養う。		生物医学領域	自然科学	自然における人間の位置、人体の構造と機能、人類と疾病の関わり、疾病のメカニズム、および病態の変化を探究することに必要な知識を学ぶ
	スポーツ	スポーツという身体活動を楽しみながら人間の身体への理解を深める。			健康総合科目	健康スポーツ学、総合科目Ⅰ・Ⅱ スポーツを通し身体への理解を深める。総合科目Ⅰでは実践的な演習を通じて人間のコミュニケーションの基盤を学ぶ。総合科目Ⅱでは医療をめぐる現代の課題やトピックスをテーマに、学際的な理解を深める。
	基礎ゼミナール	一つのテーマをめぐる、基本的な知的探求の方法(アカデミックスキル)と、討論等を通じ、質の高い対人交流能力を身につけていくための少人数教育				
専門支持科目	人間と生活	看護の対象を、生活者としてさらに掘り下げて理解するために、日常の生活基盤としての身近な社会の仕組みを理解する。				
	人間と情報	情報化社会と人間との関係を学ぶとともに、情報処理技術の基本を学ぶ				
	看護の基礎 *平成16年より人間と医学に変更	科学的な根拠を基盤とした看護判断と実践活動の基礎力を養う。				
専門科目	基礎看護学	看護学の本質、歴史、活動範囲について看護学の基本となる事柄について学ぶ。	基礎看護学領域	基礎看護学	看護の本質を探究し、看護史、国際看護活動論・福祉の動向および看護理論や研究の動向について学ぶ。	
	実践基礎看護学	看護実践に必要な看護技術の科学的根拠を学び基本的な看護技術を修得する。		看護技術学	日常生活の中に観られるセルフケアの基本的理解および援助技術の理論と技法および実践技術への応用とそのスキル学習を行なう。	
				看護管理学	医療の安全と看護提供システムの質を保全するために有効な学理と実際について学ぶ。	
	母性看護学	人間をヒューマンセクシュアリティと家族発達論の視点から理解し、母性父性の発達段階の特性と援助技術・理解・支援システムについて学ぶ。また、妊娠・出産・産褥というマタニティサイクルにある対象の特性と各期の異常について理解し、理論・援助技術の実際を学ぶ。	臨床看護学領域	母性看護学	女性のライフサイクルの中で特に生殖期にある女性や新生児を対象に健康現象やそれに関わる家族・地域を含む知識・理論、援助技術・実践方法を学ぶ。	
	小児看護学	乳児から思春期までの発達特性と健康問題を理解し、健康に育つための援助技術、理論、社会システムについて学ぶ。また、急性・慢性の特性を持つ小児への看護技術、理論・実際を発達段階に関連させながら学ぶ。		小児看護学	乳児期・学童期・思春期を対象に、成長・発達に基づき生ずる健康現象やそれに関与している家族・地域を含む援助技術・理論・実践方法を学ぶ	
	成人看護学	成人期の特性と健康問題について学ぶ。慢性期、急性期の人々への看護援助技術・理論・実際を学ぶ。	地域生活看護学領域	成人看護学	成人期に特有な健康障害のうち慢性期や急性期に伴って生ずる様々な援助技術・理論、実践方法を学ぶ。	
	老年看護学	老年期に生きる意味と価値、加齢過程、老年期の発達課題を学び、自立的な生活継続と安らかな死に貢献する看護技術・理論を学ぶ。また、老年期特有の生活障害・健康障害に対する看護技術・実際を学ぶ。		老年看護学	老年期の発達課題を基盤とし、加齢に伴い生じる健康障害の成り立ちと必要とされる看護技術・理論・実践方法を教授する。	
	精神看護学	ライフステージにおける心の健康を学ぶ。また、精神障害に関する歴史や制度・援助システムを学ぶ。さらに精神疾患を持つ人の特性を理解し、生活的・治療的援助の方法や地域での共生に必要な援助の実際を学ぶ。		精神看護学	成長発達の過程で生じる精神の健康現象の所在と必要となる技術・理論・実践方法を教授する。	
地域看護学	地域看護の活動の場とそこでの看護の役割及び機能を、ヘルスプロモーションの視点から学ぶ。また、地域看護の活動の場である地	地域看護学		地域における健康現象の所在を探究する方法および援助に必要な技術・理論・実践方法を教授する。		

		域保健、学校保健、産業保健、在宅ケアでの方法論と技術を学ぶ。		
	看護研究	専門ゼミナール、専門実習、卒業研究	看護研究	専門ゼミナール、専門実習、卒業研究
総合科目	総合	多くの学問が関係し合う事柄をテーマに、そのテーマにあった方法で探究する。 総合科目Ⅰ：実践的な演習を通じて人間のコミュニケーションの基盤を学ぶ。 総合科目Ⅱ：保険・医療・福祉に関連した現代的な課題を設定し学際的な理解を深める。	/	

*助産学自由選択科目（4年次）

演習風景

小児看護学演習



成人看護学演習



表 4 - 2 科目構成と年次配置 (平成 18 年度以降)

履修年次別授業科目構成表

科目群	年次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	人間環境学領域	▲教育学②	▲哲学②						
		▲心理学②	▲法学②						▲宗教学②
		▲社会学②							
		▲文化人類学②							
		●英語表現法Ⅰ(会話)②	●英語表現法Ⅱ(英語)②	▲英語表現法Ⅱ(英語)②					
		●英語表現法Ⅰ(記述)②	▲英語表現法Ⅱ(記述)②	▲英語表現法Ⅱ(英語)②					
		●英語表現法Ⅱ(読解)②	●社会保障論①						
		●保健医療行動医療科学②	●臨床薬理学①	●健康医療政策論①					●保健福祉・住民組織論②
		●情報科学②	●情報処理演習①	●地域福祉社会論①					●地域経済論②
			●行政法①						
生物医学領域	生物医学領域	●基礎ゼミナール②							
		▲生物学②	▲環境生態学②	●臨床栄養学①					
		▲化学②	●臨床生化学②	●公衆衛生学・疫学②					
		●形態機能学Ⅰ②	●臨床病理学Ⅰ②	●臨床病理学Ⅱ②					
		●形態機能学Ⅱ②		●医事法①					
		●動物学①							
		●総合科目Ⅰ①	●健康スポーツ学①						
			●看護倫理①	●在宅ケア論①					
			●看護学概論①	●ふれあい実習②					
				●看護技術論①					
基礎看護学領域	基礎看護学領域			●基礎看護学実習③					
				●基礎看護学実習②					
				●母性看護学Ⅰ①	●母性看護学Ⅱ②				
				●小児看護学Ⅰ①	●小児看護学Ⅱ②				
				●成人看護学Ⅰ②	●成人看護学Ⅱ②				
						●母性看護学実習①	●母性看護学実習③		
						●小児看護学実習①	●小児看護学実習③		
						●成人看護学実習②	●成人看護学実習⑤		
						●新生児看護論①			
臨床看護学領域	臨床看護学領域								
				●老年看護学Ⅰ①	●老年看護学Ⅱ②				
				●精神看護学Ⅰ①	●精神看護学Ⅱ②				
				●地域看護学Ⅰ②	●地域看護学Ⅱ②				
						●老年看護学実習①	●老年看護学実習③		
						●精神看護学実習①	●精神看護学実習③		
						●地域看護学Ⅲ②	●地域看護学実習①		
健康総合科目	健康総合科目								
専門科目	専門科目								

●: 必修科目 ▲: 選択科目 □: 自由選択(開講しない年次あり)

○内は単位数

(4) 単位の考え方

本学では、講義・演習は15～30時間をもって1単位、実習・実技は30～45時間をもって1単位としている。

2) 卒業要件

卒業単位の要件は、126単位以上である(表4-3)。単位取得で看護師・保健師の国家試験受験資格を得ることができる。助産師自由選択科目では、助産学10単位の履修が必要であり、その取得により、助産師受験資格を得ることができる。

表4-3 卒業に必要な単位数

区分	必修科目	選択科目	計
共通科目	41単位	12単位以上	53単位以上
専門科目	73単位		73単位以上
計	114単位	12単位以上	126単位以上

2 授業担当者

1) 専任教員・非常勤教員

専任教員と非常勤教員の配置をみると、共通科目(平成17年度以前は基礎科目・専門支持科目)において非常勤教員数が多く、専門科目では専任教員の数が顕著に多い(表4-4)。

表4-4 専任教員と非常勤教員の数

平成17年4月1日時点(完成年次)			平成18年4月1日時点(完成年次の翌年)		
科目群	専任教員	非常勤教員	科目群	専任教員	非常勤教員
基礎科目	3名	7名	共通科目	11名	21名
専門支持科目	7名				
専門科目	44名	5名	専門科目	38名	4人
総合科目	(専門支持2名)	1名			
合計	56名	24名	合計	49名	25名

完成年次の退職者数を全て補うことができずに平成18年度が開始されたが、その後、引き続き採用人事が行われ、特に専門科目教員の充当につとめている。しかしながら、これ以降も看護系大学の 신설は継続しており、今後とも教員確保の困難さは継続するものと思われる。

2) ゲストスピーカー

(1) 役割

語学や演習・実習などのスキルトレーニングを要する内容、行政施策または看護管理などの実践的なトピックスを教授するために、非常勤講師以外に、その教科目に不可欠なスペシャリストをゲストスピーカーとして教科教育に加わってもらうことにした。採用の要件は次の3点である。なお、ゲストスピーカーの採用は、当該年度予算の枠内にとどめる。

- ① 単位認定権を持たない。
- ② ゲストスピーカーの選定は、単位認定者に委ねる。
- ③ ゲストスピーカーの担う講義、演習及び実習は授業時間の1/3以内とする。

(2) 成果

ゲストスピーカーによる授業は、学生の学習意欲の向上につながっている。特に、臨床の実際に関する講話は、看護の専門性を認識させ、役割を喚起することにおいて、よい成果を上げている。

英語ではネイティブスピーカーによる語学講義によって、正確な発音などが身に付くことに加え、看護場面での英語によるコミュニケーションを行うことにより、臨場感を伴う現実的な英語学習ができるなど成果を上げている。

3) 臨床教員

(1) 役割

平成14年度より実習部会（平成18年より実習委員会）を中心に、臨地実習指導者と教員の役割及び責務について検討を始め、平成16年度より新たに臨床教員制度を新設した。ただし、謝金の伴わない制度である。任期は1年であり、学長の委嘱する採用の要件は次の3点である。

- ① 保健、医療、看護、福祉分野における優れた技術及び豊富な知識・経験を有し、かつ、十分な臨床教育・指導能力があると認められる者
- ② 医療人として病院、福祉施設又は保健医療福祉関係機関において通算して5年以上の臨床又は実務の経験がある者、臨床講師については臨地実習指導者養成講習会を修了している者
- ③ 本学当該領域の責任者と臨床実習を行うための機関又は施設等の管理者とともに協議し実習機関が該当者を推薦する。

(2) 成果

毎年30名以上の臨床講師を委嘱しており（表4-5）、本学臨床実習指導教員と合同の懇談会を開催している。

臨床教員は、学生指導はもとより、教員と実習施設との連携に大きな役割を果たし、特に実習においてよい成果をあげている。

表 4-5 臨床教員(臨床講師)数の年次推移

年次	人数
平成 16 年度	32
平成 17 年度	31
平成 18 年度	37

3 臨地実習の展開及びその方針

1) 現状

本学の教育理念や教育目標を基盤として共通科目と専門科目が構造的に配置されている中に、看護学実習は専門科目に位置付けられ、1年次から4年次まで継続して展開される。本学では、完成年次の平成18年度より基礎看護学領域実習として、1年次にふれあい実習2単位、2年次に基礎看護学実習3単位、3～4年次に臨床看護学領域実習として母性看護学実習3単位、小児看護学実習3単位、成人看護学実習5単位、地域生活看護学実習として老年看護学実習3単位、精神看護学実習3単位、地域看護学実習4単位、4年次に、専門実習2単位、助産自由選択科目助産実習6単位を配置した(図4-1)。

(1) 実習の位置づけ

本学の臨地実習は、人々の生活の場や医療の場に臨み、体験的に学習を進化させる知的実践課程であり、学生個々の自己発動性、実践的問題解決能力、研究的態度を身につけることを目的としている。本学では早期から専門科目を学び、1年次より実習を開始している。平成14年度から4年間は、1～2セメスターにおける看護基盤実習として「基礎看護学実習Ⅰ」「ふれあい実習」、第4、6、7セメスターにおける領域別実習として「基礎看護学Ⅱ」「領域別実習」、第7～8セメスターにおける専門実習、自由選択科目である「助産学実習」から構成した。平成18年度には、冬季の積雪を考慮し、実習時期や内容および実習地域を見直し、第2セメスターに看護学領域別実習として「ふれあい実習」、第3セメスターに「基礎看護学実習」を配置した。

「ふれあい実習」については、共通科目(平成18年度より共通科目)と看護系の教科目を担当する教員とのジョイント体制を持って指導にあたっている。また、基礎看護学実習Ⅱ(平成18年度より基礎看護学実習)については、全学の看護系教員が協力体制を持って実習を担当している。

履修学年	科目名	単位	
第1学年	看護学基盤実習 基礎看護学実習Ⅰ ふれあい実習	1単位 1単位	平成18年度～統合 ふれあい実習とする
第2学年	領域別実習 基礎看護学実習Ⅱ 成人看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 老年看護学実習 精神看護学実習 地域看護学実習	3単位	
第3学年		5単位	平成18年度～ 基礎看護学実習とする
		3単位	
		3単位	
第4学年		3単位	
第4学年	4単位		
第4学年	専門実習	2単位	
第4学年	<自由選択科目>助産学実習	6単位	

図4-1 臨地実習の構成

(2) 実習施設

開学当初、ふれあい実習は新潟県下の20ヵ所以上にわたる市町村で実習を行った。平成16年度は、新潟中越地震と時期が重なったため、16市町村と中越地区の災害地のボランティアを組み合わせさせた。また、完成年次には上越市全域に実習地を移した。

看護学領域別実習の医療施設は、新潟県立中央病院（成人看護学および母性看護学、小児看護学、基礎看護学）、新潟労災病院（成人看護学、母性看護学、基礎看護学）、さいがた病院（精神看護学）、上越地域医療センター病院（老年看護学、成人看護学、基礎看護学）、上越総合病院（母性看護学）、長岡赤十字病院（小児看護学：平成16年新潟中越地震以降中止）の6か所である。その他、地域実習では新潟県下の保健所ならびに訪問看護ステーション、老年看護学では介護老人施設や特別養護老人ホーム、精神看護学実習では作業所や受産施設、助産学自由選択科目では新潟県立中央病院の他、新潟県下の助産所なども実習施設としている。また、小児看護学では、見学実習として新潟病院・にしき園である。成人看護学実習と基礎看護学実習が重ならないよう、施設の調整を行った。

2) 実習教育指導方針

(1) 少人数指導体制と自主学習支持

学生は臨地実習を通して、看護の対象となる人々と出会い、講義や演習で学んだ知識や技術を統合・適応し問題解決を図ることや、看護倫理の活用や保健・医療・福祉に携わる他職種とともに活動することや調整すること、実践の場で生じた課題を研究的な取り組みに繋げるといった学習過程を積み重ねながら、専門職業人としての自律を獲得していく。

臨地実習は、原則として学生5名に対し、教員1名が担当する少人数制教育で展開される。また、本学で委嘱した臨床教員より実践の場で適宜実習指導や事例検討に関わっている。慢性期成人看護病棟実習では“カルガモ実習”と称し、看護師に数日間マンツーマンでつきながら学ぶシャドーイングを行い、その後に患者を受け持つ場合もある。実習の場で生じた問題や疑問、また

技術の確認や補強については、学内の図書館での学習や実習室やシミュレーション室で看護モデル人形を使用して技術練習が常にできる体制を取っている。

また、実習の際は、個人情報保護のために誓約書の提出、受け持ち患者決定や看護処置を行う際には事前に患者に同意を得てから行うようにしている。実習では、実習期間中、原則として患者1名を受け持つが、在院日数の関係上、2名以上を受け持つ場合もある。

(2) 継燈式の開催

実習教育の一環として、平成15年度より、基礎看護学実習Ⅱ（平成18年度より基礎看護学実習）の前に、学生たちの実習に向けての意思表示を行うセレモニーとして学生たちの主体的企画による継燈式を開催している。継燈式は実習部会（平成18年度より実習委員会）、教務委員会および後援会が全面的に運営をサポートしてきている。学生の満足度も高く、実習に対し積極的に関わったという学生の意見も多い。また、実習用のユニフォームについては、購入費用の一部を後援会より補助している。

(3) 実習施設及び実習指導者と大学の連携

臨地実習では学生が実習により援助的人間関係や専門職としての役割や責務など、実習の意義をより効果的に学ぶことができるためには、教員と実際に実習指導に関わる看護スタッフとの連携が必要不可欠である。本学では平成14年度より実習部会を立ち上げ、各領域の実習要項の検討を行ってきた。また、平成16年度より、領域別看護学実習前に実習懇談会を開催し、実習施設の看護部長や実習指導者が一同に会し、本学の実習目的や方法を実習の前に共有する機会を設けるなど常に密に実習施設との連携体制を整えてきた。さらに平成16年度より、臨床の経験を豊富に持ち、実習指導に優れた実習指導者を「臨床講師」として位置付け、任期を1年とし委嘱する臨床講師制度を開始した。臨床講師登録人数は毎年増加してきている。（臨床教員制度導入の趣旨と成果の項、参照）

また、看護研究交流センターの生涯教育・研修のプログラム内で新潟県との共催により新潟県看護職員臨地実習指導者養成講習会を2ヶ月間開催し、臨床指導者の育成を行っているが、本来の定員枠以外に本学の実習施設に対して10名の特別枠を設けている。

4 教育内容及び方法

1) 授業形態と指導方法

(1) 一貫性のある指導方法

各看護学の授業科目における講義・演習では、概論を教授する「領域Ⅰ」、各論を「領域Ⅱ」、「演習」、「実習」により構成しており、それぞれのライフステージに対して、実践的な論理思考を展開できるように少人数による課題解決型学習の方式を取り入れた。これにより、教育内容の統合化を目指している。

(2) 視聴覚機材・設備および看護技術シミュレーション機器の活用

①設備の整備状況

4学年に対応した4つの100名規模の講義室には、ビデオ、OHC、液晶プロジェクタ、PCが常設され、様々な視聴覚教育を実施できる設備となっている。各講義における使用頻度

も非常に高い。

②LL教室の整備

LL教室を備え、英語教育のための会話聞き取り能力の向上に資する教育に活用されている。

③実習室

看護学実習室（基礎看護学実習室・成人看護学実習室・母性小児看護学実習室・老年精神地域看護学実習室）には、フィジカルアセスメント、救急蘇生、採血、注射、導尿、褥瘡処置、妊婦疑似体験、高齢者疑似体験など、様々なシミュレーション機器が備えられ、演習に活用されている。予算縮小の中でも、毎年、購入希望機材を募り、優先順位をつけて、多領域での共用性の高いものから数点ずつ整備している。シミュレーション機器のほかにも、皮膚乾燥計測器、血圧測定器などの測定機器も年々、整備が進み、演習のみならず、実習での実際のアセスメントや看護研究でのデータ収集に活用されている。

④PC整備

学生の自習環境整備のため、完成年に向けて学生2名に1台のPC整備の努力をしてきたが、この目標は達成され処理技術の獲得に向けて努力しているところである。

PCを備えた演習室は、情報演習室と情報科学室の2室が設けられている。情報処理演習および保健統計演習は、PC50台を備えた情報演習室で、2部授業（学生一人にPC1台）により実施され、学生の実践的な情報検索および情報処理能力の獲得をめざしている。

(3) PBL/チュートリアル

①現状

学生の自己学習（課題探索・資料収集・分析・討論・資料作成・プレゼンテーション能力など）の開発・向上をめざし、平成16年度より、看護学演習配当時間の一部を供出しあい、PBL/チュートリアル学習方式を取り入れた。その準備に前年度から取り組み、教員による合宿研修や定期的学習会がもたれた。

平成17年度には各看護学領域の代表者からなるPBL運営会議を設置し、実際の企画及び運営方法のマネジメントを担当することになった。なお、スケジュールの調整は、教務委員会との連携により実施している。PBL/チュートリアル学習進行に合わせ、学習環境の準備、学生および新任教員へのオリエンテーション、中間総括、学生による終了後の評価、および運営上の総括と次年度の方針決定を行っている。

開始当初は各看護学領域が一シナリオを作成する方式をとっていたが、学生の学習負担の大きさやマンパワーの状況により、課題数を調整している。

②実績と成果

これまでのシナリオ・タイトルは、担当する科目群教員の過重な負担にならない範囲で新しい課題を毎年作成するが、二年、継続したシナリオの使用もある（表4-6）。

シナリオの蓄積が進めば、ストックの中からシナリオを選択するような運営が可能である。そのため、シナリオの評価、あるいはシナリオの順序性などの検討を進めることが現在の課題である。

学生の参加状況は非常によく、シナリオを重ねるごとにレジュメの作り方、ゴール設定の仕方が向上し学習方法の多様化もみられている。

表 4-6 3年間のシナリオ・タイトル

平成 16 年度：6 課題	平成 17 年度：5 課題	平成 18 年度：4 課題
①健やかな成長を(母性看護学)	①病気を持つ子と家族の闘病意	①慢性病を持ちながら生きる対
②お家に帰りたい!看護師さん	欲を高めるための看護(小児	象およびそのセルフマネジメ
あっち行って(小児看護学)	看護学)	ント支援(成人看護学)
③やらかなきゃいけないのはわか	②元通りに食べることができる	②安田さんは本当に意欲のない
っているけれど・・・(成人看	ようになるのだろうか(成人	人なのだろうか(老年看護学)
護学)	看護学)	③わかってはいるけれど、つい
④私は気楽に暮らしたい(老年	③私は気楽に暮らしたい(老年	お酒・・・私はどうしたらいいの?
看護学)	看護学)	(精神看護学)
⑤こんなにづらいんじゃ、死な	④お兄ちゃんが病院にいろと言	④健診結果からの出発!糖尿病
せてください(精神看護学)	うから、もう少しいる(精神	予防のための集団学習(地域)
⑥自分の家でずっと家族と一緒	看護学)	
に暮らしたい~在宅生活を望	⑤健診結果からの出発!糖尿病	
む神経難病患者への在宅ケア	予防のための集団学習(地域	
(地域看護学)	看護学)	

注) カッコ内はシナリオ作成を担当した科目群

(4) ゼミナール活動

①基礎ゼミナール

共通科目担当教員が個々に開講するゼミナールである。教員 1 名あたり 10~11 名の学生を担当し、討論・調査・個別指導。発表を繰り返しながら学的思考能力のステップアップを図ることをめざしている。平成 18 年度のゼミ・テーマは表のとおりである。

- ア. 写真を用いたマルチメソッド・アプローチ
- イ. Basic on Social Reserch
- ウ. 情報処理技術を用いた基礎研究論
- エ. エッセイ・ライティング
- オ. Seminar for Basic Nursing Science: Practice for Learning English
- カ. 活性酸素と抗酸化物質
- キ. 医学的研究への入門
- ク. ブタ胎児の解剖
- ケ. 問題解決型学習による行動観察
- コ. 疾病の歴史

②専門ゼミナール

専門科目の教員が担当している。学生個々が主体的に探求する課題を絞り、掘り下げ、発展

させながら、基礎的な看護研究能力を促すとともに、看護専門職者としてスタートするための実践能力を再確認することを目標としている。

開講は4年次であり、平成17年度に卒業した1回生の場合は4年生の4月以降、ゼミの振分けが行われたが、地域看護学実習と並行することもあり、なかなかゼミに集中することが困難であった。しかし、2回生（平成18年度卒業）以降、領域別実習が約1ヵ月早く開始されたこともあり、専門ゼミナール（専門実習・看護研究を含む）に関するガイダンスを3年次の2月に実施することができた。さらに3回生（平成19年度卒業）に向けては、ゼミの振分けを3年次の2～3月に実施し、4年次の初期から開始できるように改善した。

学生のゼミへの振分けは、第2希望まで記入することのできる研究課題記入用紙によって行われる。学生の成熟度の問題もあり、指導を希望する教員名を記載するようにはなっていないが、多くの学生が第1希望でゼミに振り分けられている。ガイダンスやゼミの振分け作業を、教務委員会が担っている。

ゼミ活動では、批判的文献検討や研究計画書の作成、これらを進めるためのプレゼンテーションと討論に繰り返し取り組んでいる。

（5）看護研究及び専門実習

①研究指導現状

「専門ゼミナール」に加え、「専門実習」及び「看護研究（平成17年度までは卒論研究）」3科目の一貫性のある指導方法により学生が、自主的に問題を発見し、実践的研究的に課題を選択し、その中で研究をする際に最低限必要な基礎的能力を養うことを目指している。

②専門実習の現状

専門実習は、ゼミ活動を通して絞り込まれたテーマを深化、あるいは焦点化させることを目的に、生活の場や援助の場における対象者のニーズを把握する、あるいは展開されている看護援助に参画するといった多様なアプローチによって学生個々に指導している。したがって、領域別実習での実習施設を超え、学校保健、患者会・家族会、グループホーム、保育所など多様なフィールドで実習を展開している。またその方式も多様で、夜勤実習や土日の実習なども行われている。

③教育上の成果

専門実習での経験、あるいはそこで得られたフィールドとの関係性を基盤にデータ収集に取り組むことで必要になるスキルトレーニングや研究計画書や承諾書、情報保護などの研究倫理に関する基礎的学習を経てデータ収集をし、分析、論文作成に取り組むことから始まる一連の成果を学生、教員及び指導に加わってもらった関係者に公開している。

公開はポスター形式に基づいた看護研究発表会の開催による。このプログラムのコーディネイトは教務委員会が担当する。実際の設営・当日の座長やタイムキーパーの役割は学生が担っている。質疑も活発で、白熱した議論が展開されている。論文は大学全体として冊子の作成はしていないが、ゼミ単位で論文集を作成しているところが多い。

(6) 自由選択科目：助産学

自由選択科目として用意している。1回生（平成17年度卒業）に1名の受講生をだしたが、それ以降はマンパワーの問題で開講に至っていない。

5 履修支援・履修指導

1) シラバスの作成と活用

科目ごとのシラバスと、巻末にオフィスアワーを掲載している。

シラバスに掲載されるためのフォーマットの定めにより、各授業科目に関して学生にインフォメーションしている。開学以降書式はほとんど変わっていないが、毎年、記載内容は更新されている。

本来、シラバスの冊子は、入学時にその学年の学生個々に配布され、教科目担当教員によって、シラバスに示された趣旨や学習方法などをガイダンスする資料として活用されるものであるが、本学では、教員の退職等に伴って大幅な記載内容や教科書の変更があることや、各教員の記載内容におけるマイナーチェンジなどにより、年度はじめの教務ガイダンス時に各学年に毎年新しい冊子を配布している。

学生ガイダンスでは、初回講義には必ず持参するように指導し、各科目のストーリーを把握するよう指導している。また教員にとってシラバスは、科目間の重なりや手薄な内容を把握する助けとなり、実際の講義や次年度の講義計画を立てる際の大きな助けとなっている。

2) 教務ガイダンスの実施

各学年の前期と、学年の必要度に応じて後期に実施しており、教務委員がこれにあたっている（表4-7）。

3) 既修得単位認定

他領域の大学を卒業し、1年生に入学した学生に対し、既に修得した単位（科目）が、本学で開講している科目と同等かそれ以上の内容と認められた場合、いわゆる教養科目を中心に、最高16科目（32単位）の範囲で認定している。毎年、数名の大学、短大卒業生から申請があるが、大卒社会人の入学者が微増傾向にあることから、認定の対象者数は今後、増加が予測される。

表4-7 ガイダンス項目

<p>[1年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学年歴 ②授業時間 ③カリキュラムの構成と単位 ④卒業要件 ⑤履修申請、時間割 ⑥既修得単位認定と申請方法 ⑦試験と成績 ⑧看護学実習の先行要件 ⑨学習支援 (GPA、オフィスアワー) 	<p>[2年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学年歴 ②2年生のカリキュラムの特徴 ③卒業要件の確認 ④時間割と実習スケジュール ⑤試験と成績 (履修規程) ⑥看護学実習の先行要件 ⑦学習支援 (GPA、オフィスアワー)
<p>[3年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学年歴 ②3年生のカリキュラムの特徴 ③卒業要件の確認 ④時間割と実習スケジュール、シラバス ⑤試験と成績 (履修規程) ⑥看護学実習の先行要件 ⑦学習支援 (GPA、オフィスアワー) 	<p>[4年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学年歴 ②4年生のカリキュラムの特徴 ③卒業要件の確認 ④時間割と実習スケジュール、シラバス ⑤試験と成績 (履修規程) ⑥専門ゼミ・専門実習・看護研究 ⑦学習支援 (GPA、オフィスアワー)
<p>[編入3年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①編入学生規程 ②編入学生履修モデルと履修計画 ③時間割と PBL への参加 ④編入学生コーディネーターの紹介 	<p>[編入4年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①編入学生履修モデルによるに取得状況の確認 ②時間割の確認 ③編入学生コーディネーターの紹介

6 編入学生への対応

1) 位置づけと入学者の実績

看護師としての教育を修了している者を応募条件としている。これをふまえ、本学の教育理念、目標を達成するために作成した履修モデル(表4-8)に基づいて時間割を編成することにする。なお、編入学生では卒業要件に明示されている単位取得に関する時間上の制約もあり、自由選択「助産学」教科目に関する単位の取得はできないものとしている。

なお、平成17年度、平成18年度入学生とも、各々8名であった。

2) 支援体制

(1) 入学時のガイダンスの実施

編入生は、平成17年度から受入れを開始、1年、3年のガイダンスとともに、編入3年生のためのガイダンス(内容は前掲)を実施している。

(2) 専用掲示板の設置

学年別の掲示板に加え、編入3年生・4年生のための掲示板も用意している。

(3) 編入生コーディネイターの設置

教務委員会の中に編入生担当委員(コーディネイター)をおき、入学時のガイダンスで紹介している。履修や単位認定などの相談に応じる役割を担っている。

(4) 懇談会の開催

これまで編入学は平成17年度入学生、平成18年度入学生の2学年をむかえている。年に1回、編入生担当の教務委員、教務委員長、場合によっては学長、学生部長も加わり懇談の機会をもっている。この中で、編入学制度開始から間もないため、下級学年の受講等において、編入生も受講していることに対する教員の認識が低いことが指摘された。こういった情報を教授会で共有し、年々、改善が図れている。また、サークル、その他の行事に学生とともに参加する編入生の姿もみられるようになった。

表4-8 編入学生のための履修モデル

		3年	4年
共通科目	選択必修 4単位以上	心理学(2単位) 文化人類学(2単位) 法学(2単位) 哲学(2単位) 社会学(2単位) 教育学(2単位)	宗教学(2単位)
	選択必修 2単位以上	生物学(2単位) 化学(2単位) 環境生態学(2単位)	
	必修2単位	英語表現法Ⅰ読解(2単位)	
	選択必修 2単位	英語表現法Ⅱ会話(2単位) 英語表現法Ⅱ記述(2単位)	
	必修20単位	情報科学(2単位) 地域福祉社会論(1単位) 保健・医療行動科学(2単位) 健康医療政策論(1単位) 保健統計演習(1単位) 情報処理演習(1単位) 行政法(1単位) 疫学(1単位) 総合科目Ⅰ(1単位) 基礎ゼミナール(2単位)	公衆衛生学(1単位) 地域経済論(2単位) 保健福祉・住民組織論(2単位) 総合科目Ⅱ(1単位)
専門科目	必修21単位	在宅ケア論(1単位) 地域看護学Ⅰ(2単位) 地域看護学Ⅱ(2単位) 地域看護学Ⅲ(2単位) 地域看護学演習(1単位)	看護倫理(1単位) 看護行政論(1単位) 国際看護活動論(1単位) 地域看護学実習(4単位) 専門ゼミナール(2単位) 専門実習(2単位) 看護研究(2単位)
計	51単位以上		

7 課題・問題点及び改善方針

1) 教科目の編成に関する検討

平成 18 年、完成年次の授業科目の再編成では、科目の構成がよりシンプルに明確になり、教員が領域や分野毎、縦横に協働でき、今のところ学生への教育効果をあげるのに役立っていると考えられる。しかし、再編成後、1 年しか経過しておらず十分な検討が行われていない。特に教養科目についてはその内容に重複があり、細部の検討が必要になる。平成 21 年カリキュラム改正に向けて、本学の科目構成等の見直しを行っていく必要があり、本学の教育方針を明確にしつつ、教育効果があがる適正な編成を目指していく予定である。

1 年次より語学を始め教養科目の充実を目指した教育編成を行っている。科目数、科目の内容および編成について、今後検討を要する。さらに教養科目に関わる非常勤教員の確保に困難が生じているため、その確保についてさらに努力を要する。

2) 教員組織及び連携に関する課題

(1) 専任教員・非常勤教員も含めた縦横の連携

シラバスを通して、常勤・非常勤を問わず、教員は科目間の連携を意識化している。しかしながら、組織的な科目間連携のディスカッションの機会をこれまで用意してこなかった。科目間の教育内容の重なりや漏れ、あるいは交換など、より効果的な教育のため意見交換の機会を組織化する必要がある。

(2) 教員の獲得と助産学の安定的開講

教員不在により、平成 17 年以降、自由選択科目として用意している助産学関連の教科目（10 単位）を開講できていない。本学は、助産師受験資格を取得できる大学として設置認可を受けているため、この責任を果たす役割がある。このためには、教員確保について一層の努力をする必要がある。

(3) ゲストスピーカー制度の更なる充実

ゲストスピーカーの導入は、学生が看護の専門性を認識し学習意欲を亢進するなど効果的ではあるが、毎年多くの予算が必要である。毎年予算に応じた対応をしていくために、授業内容の見直し、ゲストスピーカーの人数および時間数の検討、教育効果の実際的検証、また、学内の共通科目の教員を専門科目の演習等で活用するなどの学内の各領域の教員の相互協力の必要性など、今後検討を要する事項である。

3) 臨地実習展開の一層の充実

(1) 実習施設の確保

母性看護学実習や小児看護学実習、助産学自由選択科目など少子化の影響を受け、実習施設の開拓が必要となる。地域看護学実習については県下の看護系大学や看護専修学校の開設に伴い、県保健福祉課を含めた実習場所の調整を行ってきた。老年看護学についても同様である。精神看護学実習については病院の再開発に伴い、病棟の再編成があり、学生受け入れ人数の制限を余儀なくされた。今後、調整が必要となる。

(2) 実習時期の調整

冬季の実習では雪道での事故などがあつたため、できるだけ降雪時期に重ならないように完成年次には実習時期を調整した。そのために、夏季に2年次の基礎看護学実習と4年次の専門実習の重なりを避けるための調整等が必要になってきている。

(3) 学内における実習支援体制

基礎看護学実習については、全学での協力体制を組み、対応してきたが、担当教員の人数の調整等が困難である。さらに検討を要する事項である。

(4) 実習方法の再検討

現在は、原則1名の学生が1名の患者を受け持つ方式を取っている。深く看護を学ぶ機会にはなるが、一方で、卒業後に複数の患者を受け持ちながら看護をする体制に慣れずにリアリテションを起すことも否めない。実習施設との協働も視野にいれながら、今後、複数の患者を受け持つ実習や、昼間だけでなく夜間の管理実習等の導入も検討していく必要がある。

4) 編入学制度の有効・効率的運営

(1) 履修モデルの整備

編入学生の多数を専門学校卒業生、しかも臨床経験のない者が占めるようになった。したがって、経験を加味したとしても、入学時点での学力が学部生と同等とはいえない事態がみられるようになった。そこで平成19年度入学生からは、専門学校での語学や人文系などいわゆる教養科目の取得単位数の少ない学生は、学部生と同等以上の単位取得を果たしている。また、学生に本学で取得してよい看護専門科目を指定していなかったが、大学教育として与えられる自由と自主の精神を肌身で感じてもらう方法として、看護概論、母性看護学Ⅰ、小児看護学Ⅰ、老年看護学Ⅰ、精神看護学Ⅰのいずれか1科目を選択するモデルに改変した。

(2) 学生数の安定的な獲得

平成19年度は、合格10名を出したにもかかわらず、わずかに3名が入学したのみであった。入学者の安心感を促進するためには、もう少し学生数が増えることが期待される。また、サークル活動や学校行事等を通して学部生との交流を促進するような支援も必要と思われる。

(3) 下級学年時間割への影響

2年間という限られた時間帯で、下級学年の授業をとるため、どうしても少数の編入生の時間割に、学部生の時間割をあわせざるを得ない格好となる。教員のマンパワーからいって、二部式授業を選択する余地は全くない。これ以降も編入学生数の安定的な確保が困難なようであれば、同制度、そのものの費用対効果を検討せざるを得ないであろう。